

役員・評議員名簿

役 職	氏 名	就任年月日	任期
理 事 理事長	ただとも せきこ 只友 世毅子	令和7年6月17日	令和9年6月定時評議員会終結の時まで
理 事 業務執行理事	うすもと ゆうこ 薄元 優子	令和7年6月17日	令和9年6月定時評議員会終結の時まで
理 事	ひらい みちひろ 平井 通博	令和7年6月17日	令和9年6月定時評議員会終結の時まで
理 事	おぐら みちのり 小倉 道紀	令和7年6月17日	令和9年6月定時評議員会終結の時まで
理 事	おかだ かずこ 岡田 和子	令和7年6月17日	令和9年6月定時評議員会終結の時まで
理 事	こうもと やすきよ 河本 泰精	令和7年6月17日	令和9年6月定時評議員会終結の時まで
監 事	かんざき しんすけ 神崎 信輔	令和7年6月17日	令和9年6月定時評議員会終結の時まで
監 事	こまつ しげる 小松 茂	令和7年6月17日	令和9年6月定時評議員会終結の時まで
評議員	やぎ えみこ 八木 恵三子	令和7年6月17日	令和11年定時評議員会終結の時まで
評議員	やぎ ふさこ 八木 芙佐子	令和7年6月17日	令和11年定時評議員会終結の時まで
評議員	もりおか れいじ 森岡 礼治	令和7年6月17日	令和11年定時評議員会終結の時まで
評議員	えみ まさのぶ 江見 正暢	令和7年6月17日	令和11年定時評議員会終結の時まで
評議員	たかや みつお 高矢 満雄	令和7年6月17日	令和11年定時評議員会終結の時まで
評議員	いなば しんじ 稲葉 伸次	令和7年6月17日	令和11年定時評議員会終結の時まで
評議員	いしはら けいし 石原 啓嗣	令和7年6月17日	令和11年定時評議員会終結の時まで

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は社会福祉法人加茂光陽会（以下、「本法人」という。）の定款第9条及び定款第24条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定款等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義が、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第17条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、本法人の事業所を主たる勤務場所とする役員をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与、諸手当をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴う旅費、手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 本法人は、役員及び評議員に報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員については、報酬等を支給する。
- 3 非常勤役員の報酬等については、理事会及び評議員会の出席等、その都度支給することができる。
- 4 評議員の報酬等については、評議員会の出席等、その都度支給することができる。

(報酬等の額)

第4条 役員及び評議員の報酬等の額は、次のとおりとする。

(1) 常勤役員

- ア 報酬等は、年間の上限額を1人につき1300万円とし、具体的な報酬金額については理事会において定め評議員会に於いて議決された額とする。
- イ 実情に応じて諸手当を支給することができる。支給額については、職員給与規程の例による。
- ウ 旅費、慶弔見舞金、退任手当等は、別に定める「役員報酬規程」による。

(2) 非常勤役員

報酬等は、別に定める「役員報酬規程」による。

(3) 評議員

報酬等は、別に定める「役員報酬規程」による。

(支給日)

第5条 常勤役員の報酬等の支給日は、理事会で定めるものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬は、出席等の都度、支給する。なお、理事長（※理事長が非常勤の場合）に対する報酬の支給時期等は、評議員において別に定めるものとする。

(費用)

第6条 役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用について支払うものとし、「役員報酬規程」に定める。

(公表)

第7条 この規程をもって、社会福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第21号による改正後の社会福祉法）第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会および評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会および評議員会の承認を得て、理事長が別途定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年4月1日から施行する。